

# 水道料金・下水道使用料の 消費税率改正に伴う経過措置について

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、水道料金及び下水道使用料を改定させていただきます。

なお、9月30日以前（10月1日前）から継続して水道等をご使用の場合は、次のような経過措置が適用されます。

令和元年10月1日

使用開始時期	9月分	10月分		11月分	
	9月検針	10月検針		11月検針	
9月検針から継続して使用している場合	→	10月使用料【8%】	→	11月使用料【10%】	
10月1日以降に新たに使用開始した場合		契約	10月使用料【10%】	→	11月使用料【10%】
10月1日以前に新たに使用開始した場合		契約	10月使用料【8%】	→	11月使用料【10%】

経過措置として令和元年10月1日以前から継続して使用し、10月検針により料金が確定したのものについては旧消費税率【8%】が適用となり、翌月の11月使用分から引き上げ【10%】となります。

ただし、令和元年10月1日以降に新たに使用を開始した場合、その月（10月分）から引き上げ後【10%】の料金となります。

お問い合わせ先  
中標津町役場上下水道課業務係  
73-3111(内線245・246)  
受付時間:午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜、祝日、年末年始は除きます)